

七福団地住宅環境整備事業（仮称）実施方針（案）に関する意見等

意見等内容

No.	該当箇所						意見等
	頁	項	(○)	◎	○	タイトル	
1	3	1-1	(9)	—	—	支払いに関する事項	本件の対価は、「町が国の社会資本整備総合交付金を受け入れた後に支払うものとする」とあるが、立替費用に対するファイナンスコストも入札時の費用に計上できるとの解釈でよろしいか。
2	3	1-1	(9)	—	—	支払いに関する事項	九州管内の他の自治体のPFI案件（公営住宅）を考察すると、対価の支払いが、年度単位の出来高払い、前渡金支払可等と柔軟な対応へと進化している。他の自治体例を参考とされては如何か。